

城西国際大学における資金に関わる不正取引に関する取扱規準

令和3年11月24日 制定

城西国際大学長

(目的)

第1条 この規準は「城西国際大学研究費の運営及び管理に関する規程」第28条第2項に基づき、取引会社等が不正取引を行った場合の措置及びその手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本取扱規準における「不正取引」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 預け金
- (2) 取引実績と異なる書類の提出
- (3) 納品物の持ち帰り
- (4) その他不正行為と判断される取引

(取引停止等の措置)

第3条 学長は取引会社等が不正取引に関与したと認めるときは、取引停止等の措置を行う。

(取引停止期間)

- 第4条 取引停止期間は、原則として1か月以上12か月以内とする。
- 2 取引停止期間は不正取引の内容に応じて学長が判断し、決定するものとする。
 - 3 不正取引の内容が悪質と判断された場合には、当初定めた停止期間について12か月を超えて延長することができる。
 - 4 取引停止期間中の取引会社等が不正取引において責めを負わないことが判明した場合には、学長は取引停止を解除することができる。

(取引停止措置等の通知)

第5条 学長は前項に掲げる取引停止措置又はその解除を行ったときは、その取引会社等に対し、遅滞なく、書面で通知するものとする。

(事務)

第6条 この規準に係る事務は総務部が行う。

附 則

この規準は、令和3年11月24日から施行する。